

京都市告示第 85 号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成28年4月11日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名 称	所 在 地	指定年月日
居宅療養管理指導	テイコク薬局 東寺店	南区西九条東比永城町 67-2 STビル1階	平成28年3月 1日
居宅療養管理指導	テイコク薬局 西院店	右京区西院高田町24番 地 パデシオン西院1階	平成28年3月 1日
居宅療養管理指導	ライフオート洛西薬局	西京区大枝中山町7の 116	平成27年8月 1日
介護予防居宅療養 管理指導	ライフオート洛西薬局	西京区大枝中山町7の 116	平成27年8月 1日
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 こころの絆	南区東九条西御霊町22 番地3	平成28年3月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)